

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機冷却海水系ポンプ（C）駆動用電動機の軸受温度記録計に指示値不良が認められたため、当該温度記録装置を点検・修理	D	
2	1号機	所内ボイラ用重油サービスタンクのレベル計下部取付部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	タービン建屋1階廊下から廃棄物処理建屋への入口扉のドアノブに破損が認められたため、当該ドアノブを点検・修理	D	
4	3号機	タービン建屋換気空調系加熱蒸気凝縮水戻り配管のサンプリング用シンクの排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
5	3号機	廃棄物処理系床ドレン収集タンク出口サンプリング取出弁（二次弁）のハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
6	3号機	電気品室換気空調系冷凍機（A、B）の油冷却器出口及び圧縮機入口用温度計（計4箇所）にカバーの外れが認められたため、当該温度計を点検・修理	対象外	
7	5号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（A）排気配管のドレン受け容器にレベルの低下が認められたため、当該容器及び排気配管を点検・修理	D	
8	5号機	原子炉建屋5階エレベータ前床面の再塗装部（生乾き状態）に誤って踏込み、塗装面を変形させたため、当該床面を再塗装	対象外	
9	5号機	屋外南側常用換気空調系冷却装置への昇降用階段下部基礎コンクリート部が地面から浮いているため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	送電盤室用局所空調機の冷却コイルのベント弁（2台）及び冷却コイル出口配管のドレン弁（1台）のいずれかよりシートパス（1滴/15秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	タービン建屋換気空調系ヒーター入口圧力調整弁前弁のグランド部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	タービン建屋から廃棄物処理建屋への連絡通路にある壁の繋ぎ目カバー（化粧板）に破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
13	6号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（A）用減速機の潤滑油補給口の蓋廻りに油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	主タービン第9軸受振動記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
15	集中環境施設	洗濯廃液処理系洗濯廃液サンプルタンク（A）用レベル記録に液位に指示値不良が認められたため、当該レベル記録装置を点検・修理	D	
16	その他	平成18年度以降実施している雑固体廃棄物（濃縮廃液）中の放射能濃度分析値の算出において、係数（計数効率）の代入方法に誤りがあったこと認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで